

(別紙)

## 第 38 回リサイクルフェスティバル 「食マルシェ」 出店条件

### 1 基本事項

- ① 政治・宗教活動を目的とするもの、反社会勢力団体等は出店できません。
- ② 出店者は、イベントの趣旨や目的を理解し、出店してください。
- ③ 出店者は、財団が申請内容を審査のうえ、選考します。
- ④ 出店に関する事故、販売トラブル等は、当事者間での解決をお願いします。
- ⑤ 指定した時間に入場・退場してください。商品が売り切れても途中退場はできません。
- ⑥ その他、出店者は主催者の指示に従ってください。

### 2 出店に使用する物品

- ① テント、パラソル、テーブル等、出店に使用する物品は、出店者が用意してください。
- ② 電力を使用する場合は、発電機などを出店者が用意してください。(発電機は延長コード等で、騒音にできるだけ配慮してください)

### 3 出店に使用する車両

- ① 車両は1出店者につき1台のみ会場内への乗り入れを許可します。当日の車両の入場時間は8:30から9:30、退場時間は14:10から15:00までとします。(時間厳守)
- ② 乗入れ許可車両であっても、9:30から14:10までは、会場内の車両の移動は原則禁止します。
- ③ 乗入れ許可のない資材運搬用車両については、荷物の搬入搬出後、速やかに移動してください。また、乗入れ許可以外の車両は、地下駐車場(有料)又は市役所西口駐車場(無料)をご利用ください。

### 4 出店準備及び後片付け

- ① 出店準備は、当日、8:30から10:00までの間に行ってください。
- ② 開店時間は10:00、閉店時間は14:00です。(時間厳守)
- ③ 出店者はゴミ箱を用意し、閉店時には周辺の清掃及び原状回復を行い、ゴミは持ち帰ってください。

### 5 飲食物等に係る注意事項

- ① 飲食物等の販売出店者は、必ず来場者用のゴミ箱を用意してください。
- ② 食品衛生法に基づく許可、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出店者の責任において対応してください。(当財団の出店申請書提出の際には、保健所の営業許可申請書(臨時営業)のコピーを添付してください)
- ③ 火器設備を使用する出店者は、消火器の設置が消防署から義務付けられておりますので、必ず設置してください。消防署の立ち入り検査に合格しなければ、販売できません。

### 6 その他

出店に関し不明な点がある場合は、必ず事前に、事業課資源振興係に確認してください。